

国立二小事件の高裁不当判決に抗議する

- 1 3月11日、東京高等裁判所は、国立市立第二小学校の教諭5名が卒業式で日の丸掲揚を強行する校長に対して話し合いを求めたところ懲戒処分を受けたことに対してその取消を求めた訴訟で、教諭の訴えを退けた東京地裁判決を支持し、元教諭の控訴を棄却した。

私たち自由法曹団東京支部は、450名を超える東京の弁護士から成る法律家団体として、高裁の不当判決に抗議する。

- 2 高裁判決は、教諭らが校長に反対の意思を表明したことについて「校長判断として決定し実施されている事項に異を唱え、校長の監督に従わない姿勢を示したもの」で信用失墜行為にあたりとし、リボンをつけて式に出席したことは「国旗掲揚に対する抗議の意思の表明」で「職務専念義務に反する」との東京都教育委員会（都教委）側の主張を認めた。

- 3 このような判決の論理が認められるならば、校長が決めたことに対して教諭らは一切異を唱えてはならず、それに反対する行為はすべて懲戒処分の対象となりかねない。

しかも、それが教育の場において強行されることの弊害は言うまでもない。教育は教員相互、また教員と子どもや保護者らとの間の自由で活発な意思疎通に基づき、教員が創造的な活動を行う中で実現されるものであるが、校長の決定にただ従うだけとされれば、豊かな教育はできなくなるであろう。

都教委は教育への統制を一貫して強めており、国立二小の事件はその一環であって、決して許されない。また裁判所が東京地裁に続いて東京高裁でも教諭らの主張を退けたことは、こうした教育統制へのチェックを果たさず裁判所として求められる役割を放棄したものであって重大である。

- 4 私たち自由法曹団東京支部はこの不当判決に抗議するとともに、都教委がすみやかに処分を撤回することを求める。そして都教委による教育への統制に対して今後ともたたかうことを表明するものである。

2008年3月18日

自由法曹団東京支部

支部長 島田修一

東京都文京区小石川2-3-28-201